

令和6年度事業計画

1 基本方針

我が国は超高齢・人口減少社会を迎え、高齢化率が29.0%に達しており、東松島市においては、令和6年2月末での65歳以上の高齢化率が31.1%で、センターの入会要件である60歳以上では37.4%（人口38,303人、60歳以上14,308人）となり過去最高を更新し、4人中約1.5人が60歳以上の超高齢社会となっています。

このような状況から、国においては、令和3年4月に高年齢者雇用安定法を改正し、従来の「65歳までの雇用確保の義務付け」に加え、「70歳までの就業機会の確保を努力義務」と決めました。当センターの70歳代の会員数は、全体の3分の2を超え、平均年齢は74.3歳に達しております。今後の入会者は70歳以上の方たちが中心になることが予想されることから、その方たちを想定した就業先の開拓が必要になっています。

また、新型コロナウイルスの位置づけは、昨年5月に「2類相当」から「5類感染症」に移行され1年が過ぎ、従来の生活環境が戻ってきたようにも感じますが、長引くロシアとウクライナ戦争やイスラエルなど世界各地で紛争が続いている状況にあり、穀物やエネルギー資源の高騰を招き、あらゆる生活必需品値上げの引き金となり私たちの家計を圧迫しています。

更に近年、シルバー会員は全国的に減少傾向にあり、当センターにおいても震災後増加を続けていた会員数が、令和4年度末・5年度末は震災直後と同等まで激減した状態となっており、会員の高齢化と相まって、一部業務が依頼に応じきれない状況になっています。

令和6年度は、こうした世情を踏まえ、今年度策定した「第4次中期計画」に基づく諸施策を実施し、新会員の加入促進や適正就業に加え、今年秋に施行予定のフリーランス新法を踏まえた契約方法の見直し及びこれらに関連して会員とセンターを結ぶ連絡網のデジタル化の推進に取り組み、健全かつ継続的な事業運営を目指してまいります。

公益社団法人として「自主・自立」、「共働・共助」の基本理念のもと、会員による自主的・自立的な活動を一層推進し、会員が共に助け合いながら共に働く就業を基本とし、誠実な就業に努め、地域社会に期待され、信頼されるセンターを目指して、各種事業に積極的に取り組んでまいります。

《事業目標》

正会員数	240名
受託件数	2,140件
契約金額	120,000千円
就業延人員	24,000人日
就業率	95%

2 事業実施計画

(1) 会員の増強

退会会員の減少に努めるとともに、新規会員の加入促進を積極的に推進します。

- ① 会員による1人1会員入会活動を促進します。
- ② 市民センター等に入会説明会開催のポスターを掲示し、入会促進を図ります。
- ③ 毎月10日の定例の入会説明会の開催の他に、入会希望者の状況に応じて、随時入会説明会を開催します。
- ④ 入会説明会の際に、会員としての意識の向上を図り、公益社団法人の構成員としての自覚を持った会員の増強を図ります。

(2) 就業機会の確保・拡大

高齢者に生きがい就労の場を提供し、地域社会の活性化と福祉の増進を図ることを目的とした市内唯一の公益法人を前面に出し、就業機会の確保・拡大に努めます。

- ① 会員一人ひとりが、就業をとおしてPR活動を行い、就業機会の拡大を図ります。
- ② 一般家庭、事業所等への戸別訪問、ポスティングを行い就業機会の確保・拡大を図ります。
- ③ お客様アンケート（満足度）調査を実施し、就業機会の開拓に活かします。

(3) 普及啓発の推進

センター事業の理解を深めるため、普及啓発活動を推進し、就業開拓、会員の入会促進やセンターのイメージアップに努めます。

- ① ホームページにセンターの理念と事業内容等を掲載し、普及啓発を図ります。
- ② 市内の店舗等に当センターのチラシ、ポケットティッシュを常設させていただき、来客者に対しての普及啓発を行います。
- ③ 「全国シルバーの日」に清掃奉仕活動等を実施し、普及啓発に努めます。
- ④ 広報紙「シルバーだより」を発行し関係機関へのPRに努めます。

(4) シルバー派遣事業の推進

請負・委任の契約になじまない業務については、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」として、シルバー派遣事業を実施し、就業機会の拡大、会員の拡大を図ってまいります。

(5) 安全就業の推進

「安全は全てに優先する」をモットーに、安全就業の徹底を図り、無事故を目指してまいります。

- ① 安全・適正就業委員会を中心として、就業現場における巡回指導を行い、就業現場での安全作業の確認と指導を徹底します。

- ② 就業現場におけるKY（危険予知）ミーティングによる手順、安全確認の徹底を図ります。
- ③ 安全保護具の着用の徹底を図ります。

(6) 適正就業の推進

適正就業は、シルバー事業の運営において、重要な課題の一つです。臨時的かつ短期的な就業とその他軽易な業務に係る就業を認識し、「共働・共助」の基本理念の徹底を図り、公正な就業と長期就業が生じないように努めます。

- ① 契約・見積りの適正な実施と会員の適正就業の徹底に努めます。
- ② 長期就業については、ローテーション化により、会員の長期就業が生じないように努めます。
- ③ 会員に対して「共働・共助」の基本理念の徹底を図ります。

(7) 会員ポイント制度の実施

各種事業等に参加・協力する会員が減少していることから、参加・協力した会員にポイントを付与し、たまったポイントに応じて還元する制度により、各種事業等に参加、協力する会員の増加を図り、センターの活性化と事業の拡大を推進するものです。

特に新規会員の入会と、新規受注には高ポイントを付与し、会員の増強と就業開拓の促進を図ってまいります。

(8) 会員講習会の実施等

就業等に必要な知識、技能を修得する技能講習会と事故防止等の安全に係る講習会等を開催いたします。また、宮城県林業技術センターで行われる講習会に派遣し、高度な技術の習得を図り、安全な就業、高品質な業務の提供を目指します。宮城県シルバー人材センター連合会主催の講習会にも積極的に参加します。

(9) 会員の健康管理の促進

安全に就業するためには、会員自身が日頃から健康を意識し常に自己の健康管理に心がけ、健康であることが重要です。市で実施している各種検診を積極的に受診し、病気の予防・早期発見に努めることが大切であることから、受診の啓発を行う等、会員の健康管理の促進を図ります。

(10) 契約方法の見直し及びデジタル機能強化のための調査研究

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（略称：フリーランス新法）が令和6年秋頃に施行されることを見据え、フリーランス新法への的確な対応を図るため、会員への就業機会の提供のうち業務委託によるものについては、発注者と会員との間で直接業務委託契約が成立するよう新しい契約方法への見直しが必要となります。また、新しい契約方法の円滑な実施のためには、デジタル機能を強化して事務処理の効率化・簡素化を図る必要もあります。これらフリーランス新法対応についての調査研究を実施し、令和7年度以降の施行に向け準備を進めます。